

⑥

交通事故が故意殺人罪に転化する性質確定の研究

—韓正連故意殺人事件—

陳 興良

我国の司法の実践の中で、交通事故事件が時に発生することがあり、いくらかの犯罪者は、交通事故後に、被害者を救助する措置を取らないだけでなく、違法な手段を取って事故現場から連れ離し、被害者に速やかに救助を得ることをできなくして死亡させるに至り、これにより故意殺人罪に転化する。交通事故から故意殺人罪に転化する事件については、交通事故罪と故意殺人罪を如何に区分しなければならないかが、研究に値する問題である。本文は、韓正連故意殺人事件を手掛かりとして¹⁾、交通事故が故意殺人罪に転化する性質確定の問題に対して探求する。

❖ 1 事件の状況および訴訟過程

被告人・韓正連、男、1973年8月7日に江蘇省灌云県で生まれ、初級中学卒、運転者である。故意殺人罪を犯した嫌疑により、2005年12月1日に逮捕された。

江蘇省連云港市の人民検察院は、被告人・韓正連が故意殺人罪を犯したことをもって、連云港市中級人民法院へ公訴を提起した。

被告人・韓正連およびその弁護人の弁護意見は、徐寿花が現場で追突されて死亡したこと、韓正連は殺人の主観的故意がなく、故意殺人を訴える事実がはっきりせず、証拠が足りないこと、である。

江蘇省連云港市中級人民法院は、公開審理を経て、以下のことを明らかに

した。すなわち、

2005年10月26日夜21時ごろ、被告人・韓正連は、飲酒後に蘇 GJ9118ナンバーの「解放号」トラックを運転し、連云港市連云区桃林社区島山巷まで走行したとき、道端を歩いていた女性・徐寿花をはねた。韓正連は転倒者を発見した後、法律の追及を逃れるために、徐寿花を島山巷10号楼2単元の入り口に隠匿し、徐寿花に助けを得ることをできなくして死亡させるに至った。当夜、韓正連はまた蘇 M00280ナンバーの「東風号」トラックを借用し、徐寿花の死体を連云区板橋鎮まで運び、死体をセメント板の上にくくりつけ、焼香河の中に沈めた。

連云港市中級人民法院は、被告人・韓正連は車を運転して人をはねて怪我をさせ、また、被害者を隠匿して死亡に至らしめ、その行為はすでに故意殺人罪を構成している、と考える。『中華人民共和国刑法』第232条、第56条第1項の規定により、故意殺人罪をもって、被告人・韓正連を有期懲役15年の刑に処し、政治的権利を5年間剥奪する。

一審判決後、被告人・韓正連は不服とし、被害者・徐寿花はその場で追突死し、殺人の主観的故意はないことを理由に、江蘇省高級人民法院へ控訴を提出した。

江蘇省高級人民法院は、開廷審理を経て、韓正連は飲酒後に自動車を運転し、一人をはねて怪我をさせた後で法律的制裁から逃れるために、被害者を事故現場から切り離して隠匿し、被害者に助けを得ることができないようにして死亡させるに至り、その行為はすでに故意殺人罪を構成している、と考える。韓正連は、交通事故で人をはねた後、もともとは積極的に救急を施さなければならないが、被害者に応急措置をせず、反対に、被害者を移転して隠匿し、被害者を大量出血させてショックにより死亡させるに至り、被害者を放任して死亡させる主観的故意を備えており、韓正連およびその弁護人が殺人の故意はなかったと提出した上訴理由は成立し得ない。原審判決が認定

した事実ははっきりとし、証拠は確実・十分であり、性質の確定は的確であり、量刑は適切であり、裁判手続きは合法であり、法に従って裁定しており、控訴を棄却し、原判決を支持した。

❖ 2 罪名の分析

本案の検察機関は、故意殺人罪で法院に起訴したが、弁護側は、本案は交通事故罪としなければならず、一・二審法院は弁護側意見を取り入れず、被告人・韓正連に対して故意殺人罪をもって処罰した、と考える。本案の処理過程においては、三種類の異なる意見が存在する。

第一の意見は、被告人・韓正連は故意殺人罪を構成する、と考える。理由は、以下のとおりである。被告人は、交通事故で人をはねた後、もともと積極的に救急を施さなければならないが、被害者に応急処置をしないだけでなく、反対に、被害者を移転して隠匿し、被害者を大量出血させてショックにより死亡させるに至り、被害者を放任して死亡させる主観的故意を備え、『最高人民法院の交通事故刑事事件を審理し、法律を具体的に適用する若干の問題に関する解釈』第6条に定める事由に該当し、故意殺人罪をもって処罰しなければならない。

第二の意見は、被告人は交通事故罪と過失致死罪を構成する、と考える。数罪併合して処罰しなければならない。理由は、以下のとおりである。本案の被告人は、交通事故の後、被害者はすでにはねられて死亡したと思い、犯罪の痕跡を隠蔽するために被害者を隠匿し、過失により被害者を死亡させるに至り、主観上は、油断したという過失の心理状態を備え、過失致死罪を認定し、先行行為の交通事故罪と併合して処罰しなければならない。

第三の意見は、被告人は交通事故罪を構成し、逃走により人を死に至らしめる加重処罰の情状を備える、と考える。理由は、以下のとおりである。被告人は、交通事故後に、犯罪の痕跡を隠すために、被害者を移転して隠匿し、

客観的には逃走と過失致死の二つの行為を実行しているが、主観的には被害者死亡という結果が発生するのを望まず、被害者を移転したのは逃走するためであり、刑法第133条の逃走により人を死に至らせる事由に該当し、交通事故罪と認定し、7年以上の有期懲役に処さなければならない。

以上の三種類の意見の中では、交通事故罪・過失致死罪・故意殺人罪の三つの罪名に及んでいる。これに対して、私は、我国の刑法および司法解釈と結び付けて、以下のように分析する。

(1) 交通事故罪

刑法第133条 交通運輸管理法規に違反して、重大事故を発生させ、人を重傷、死亡に至らせ、または公私財産を重大な損失に遭わせるときは、3年以下の有期懲役または拘留に処し、交通事故後に逃走し、またはその他の特に悪質な情状があるときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、逃走により人を死亡に至らせたときは、7年以上の有期懲役に処す。

我国の刑法において、交通事故罪は、公共の安全に危害を及ぼす罪の中の責任事故罪に属し、当該罪は、交通運輸法規に違反することを特徴とし、業務上過失犯の性質を備えている。我国刑法は、三つの基準に基づき、交通事故罪の処分を三つの程度、すなわち、基本構成・加重構成・特別加重構成に分ける。

1 基本構成

交通事故罪は過失犯罪であり、よって結果犯に属す。我国刑法の規定に基づく、一般に交通運輸管理法規に違反する行為は決して犯罪を構成せず、交通違法行為に属す。重大事故を発生させ、人を重傷、死亡に至らせ、または公私財産を重大な損失に遭わせるとき、はじめて交通事故罪を構成する。

2000年11月21日の『最高人民法院の交通事故刑事事件を審理し、法律を具

体的に適用する若干の問題に関する解釈』（以下、『解釈』と略称する）に基づくと、交通事故に以下に掲げる事由の一つがあるときは、3年以下の有期懲役または拘留に処す。(1)死亡1人または重傷3人以上で、事故の全部または主要な責任を負うとき、(2)死亡3人以上で、事故の同等の責任を負うとき、(3)公共財産または他人の財産に直接的損失をもたらす、全部または主要な責任を負い、金額30万元以上を賠償する能力がないとき、である。当該『解釈』はまた、交通事故が1人以上の重傷をもたらす、事故の全部または主要な責任を負い、かつ、以下に掲げる事由の一つがあるときは、交通事故罪をもって罪を確定し処罰する。すなわち、(1)飲酒後、毒物吸引後に自動車を運転するとき、(2)運転資格がないのに自動車を運転するとき、(3)安全装置が完全でなく、または安全部品に欠陥がある車両であることを知りながら、運転するとき、(4)運転免許証がなく、またはすでに廃車が報告された自動車であることを知りながら、運転するとき、(5)著しく積載量を超えて運転するとき、(6)法律の追及を逃れるために、事故現場から逃走するとき、である。

以上の規定において、注意に値することは、司法解釈の規定に基づくと、交通事故がもたらす結果は、一定の交通事故責任と関連し、そうしてこそ交通事故罪を構成することができること、である。例えば、交通事故が1人の死亡をもたらすときは、交通事故に対して全部または主要な責任を負う状況の下で初めて犯罪を構成し、もし二次的責任なら、依然として交通事故罪を構成しない。交通事故の責任確認に関しては、『中華人民共和国道路交通安全法实施条例』第91条が、「公安機関交通管理部門は、交通事故当事者の行為が交通事故発生に対して果たす役割および故意・過失の重大性の程度に基づき、当事者の責任を確定しなければならない」と規定する。司法の実践においては、交通事故の責任は、全責任、主要責任、同等責任および二次的責任に分かれる。このことから分かるように、交通事故罪の成立は、交通事故責任を前提とする。交通事故責任の確認においては、すでに危険分配・信頼原則などの法律を考慮している。例えば、交通事故責任のランク区分は、被

害者の故意・過失を考慮する。同等責任の状況の下では、交通事故者と被害者は、交通事故の発生に対して等しい過失・故意を備えている。全責任とは、交通事故の発生に対して被害者に故意・過失がなく、あらゆる故意・過失は、いずれも交通事故者がこれを負わなければならないこと、を指す。主要責任と二次的責任もまた、交通事故者が交通事故の発生に対して負うべき責任の大きさを指す。我国の司法の实践において、交通事故責任は、公安機関交通管理部門によって確認され、これは行政的確認であり、交通事故罪の司法認定にとって決定的意義を備えている。もちろん、事故責任をもって交通事故罪が成立する前提条件および決定的要素とするこのやり方に対しても、疑いの観点が存在し、交通事故責任は交通事故が発生する原因であり、かつ、規則違反行為の原因である、と考える。したがって、交通事故責任は、犯罪構成の客観面の一つの事実的条件、すなわち、違法行為と因果関係であるにすぎず、犯罪構成のその他の要件（主体、損害結果、過失の程度など）と一緒に全体的に考慮することが必要であり、そうしてこそ、犯罪を構成するか否かを決定することができる。事故者の責任の程度は、行為の社会的危険性とその程度を物語っているにすぎず、それは犯罪確定の必要条件にすぎず、十分条件ではない。それは犯罪確定の決定的要素になることはできず、量刑の情状として考慮することができるにすぎない²⁾。この観点は参考にする価値を備え、我国刑法の交通事故罪に関する規定が採るものは、白地刑罰であり、当該罪の認定は、かなりの程度、公安交通管理部門の交通責任に対する確認によって決められるので、司法機関の犯罪確定権は、公安交通管理部門の傍らに落とされることになる

2 加重構成

交通事故後に逃走し、またはその他の著しい劣悪な情状があることは、交通事故罪の加重構成の事由である。前に引用した『解釈』第3条の規定に基づけば、交通事故後に逃走するとは、交通事故を発生させた後、法律の追及を逃れるために逃げ去る行為である。したがって、交通事故後に逃走する行

為の構成要件は、以下のとおりである。(1)主観上において、法律の追及を逃れる目的を備える。ここでの逃げ去ることには、事故現場を離れることも含めば、負傷者を病院に送致した後、または交通管理部門を待って処理するときに逃げ去ることも含まれる。例えば、孫賢玉事件において³⁾、判決は、次のように認定する。被告人・孫賢玉には、事故後直ちに停車し、現場を保護し、警察へ連絡する行為がなかったが、すぐ後で車を捨てて現場から逃げ、かつ、速やかに関連部門へ報告しなかったことは、それに交通事故後に逃走する行為があったと認定しなければならない。これについて、当該案件の裁判理由は、次のように指摘している。すなわち、

司法の実践の中で、事故者が逃走する目的は、多くは法律の追及を逃れるためであるが、また少数の事故者の逃走には、確かに被害者方を恐れ、または周りの群衆がその者を殴打し、もしくは当時の精神の極度の緊張から取り乱して逃げる、などの原因からのもある。「交通事故後に逃走する」という加重処罰の情状を立法によって設置した初心を結びつけて、我々は、事故者の「逃走」を認定するのに、事故者が現場を離れるか否かだけを見ることはできず、そのカギは、事故者が同時に「積極的に救助を履行する義務」および「直ちに自首する」という行為の特徴を備えていたか否か、にある。もし事故者が事故後に被害者に対して積極的に救助を行っていたなら、もし車両を止めて被害者を病院へ送致するとともに、直ちに通報して病院において公安機関の審査処理を待機していたなら、それが事故現場を離れたとしても、被害者を救助するためであるから、もちろん交通事故罪には属さない。反対に、もし事故者が積極的に救助義務を履行した後なお直ちに自首せず、例えば被害者を病院へ送致した後に逃走するなら、または、事故者は直ちに自首するが、救助義務を履行する能力はあるのに積極的に履行しなかったことは、いずれも事故後に「法律の追及を逃れる」「逃走」行為に属す。

上述した裁判理由は、交通事故後の逃走を正しく認定することに対して、

一定の参考にする価値を備えている。もちろん、救助義務の積極的履行を、逃走を認定する本質的条件とすることは、批判があるようである。もし事故者が事故後に現場を離れなかったが、救助活動を積極的に履行しなかったなら、事故者の逃走と認定できるのか。明らかにできない。例え事故後に公安機関へ自首したとしても、救助義務を積極的に履行しなかったが、事故者が法律の追及を逃れる目的を備えていないなら、依然として事故後に逃走する要件に該当しない。したがって、積極的な救助義務の履行を逃走認定の本質的要件とすることは、立法にはなかった内容を付加している。

交通事故後の逃走を認定することに際しては、交通事故罪の基本的構成事由としての逃走と交通事故罪の加重構成事由としての逃走を区分しなければならない。交通事故罪の基本的構成事由の中では、前に引用した『解釈』第2条第6号の規定に基づくと、交通事故は、1人以上の重傷に至り、事故の全部または主要な責任を負うとともに、法律の追及を逃れるために事故現場から逃げる。ここでの逃走は、交通事故罪の構成要素の一つであり、罪を確定する条件である。しかし、加重構成事由としての交通事故後の逃走が、交通事故罪を構成する基礎の上に、この条件を備えるときは、加重した法定刑を適用しなければならない。

交通事故罪の加重構成事由には、交通事故後の逃走の外に、その他の著しく劣悪な情状も含まれる。この表現から見ると、交通事故後の逃走自体が著しく劣悪な情状の一つであり、このような情状は現実の生活の中でよく見られることから、刑法は明文をもって列挙している。しかし、その他の著しく劣悪な情状について、刑法は概括的規定を行なっている。前に引用した『解釈』第4条は、著しく劣悪な情状に対して具体的規定を行ない、以下に掲げる事由の一つを備えることを指す。すなわち、(1)死亡2人以上または重傷5人以上で、全部または主要な責任を負うとき、(2)死亡6人以上で、事故の同等責任を負うとき、(3)公共財産または他人の財産に直接的損失をもたらす、全部または主要な責任を負い、金額60万元以上を賠償する能力がないとき、である。我国の刑法理論においては、司法解釈が事故者の賠償能力の有無を、

一定の条件の下で加重処罰の条件とすると規定することに対しても、また論争が存在する⁴⁾。

3 特別加重構成

我国刑法の交通事故罪に関する規定は、三つの刑罰の段階に分かれ、その内、最高レベルは交通事故罪の特別加重構成である。我国刑法の規定に基づく、交通事故罪の特別加重構成の事由は、逃走により人を死に至らせる、である。前に引用した『解釈』第5条の規定では、「逃走により人を死に至らせる」とは、行為者が交通事故の後で法律の追及を逃れるために逃げて、救助を得ることができないことによって被害者を死亡させるに至る状況を指す。この規定から見ると、逃走により人を死に至らせると、逃走と死亡の間に因果関係が存在し、逃走は救助しないことであり、一種の不作为であることから、被害者の死亡という結果を惹起する。しかし、逃走により人を死に至らせることに対して、行為者の主観的な責任要件の形式を如何に理解するのか、刑法と司法解釈には、いずれも明文の規定がなく、刑法理論においては、各種の異なる観点が存在する。一般的に言うと、逃走により人を死に至らせる主観的な責任要件については、主に、以下の三つの観点がある⁵⁾。すなわち、第一は故意説であり、死亡という結果に対して希望または放任の状況を持つことに適用する、と考える。第二は過失説であり、死亡という結果に対して軽過失または重過失の過失状況を持つことに適用する、と考える。第三は間接的故意と過失説であり、主に死亡という結果に対しては過失を持ち、個別の事情の下で間接的故意を含む状況に適用するが、直接的故意は排除しなければならないと考える。この問題については、学者の多くは過失説を持っている。例えば、張明楷教授は、「逃走により人を死に至らせる」ことは、過失致死に限定しなければならず、司法解釈の規定する事由を除き、二つの交通事故を連続してもたらず状況を含まなければならない。すなわち、すでに交通事故を発生させた後、行為者が逃走する過程の中でも、また過失により交通事故を発生させ、他の者を死亡させることである⁶⁾。逃走により

人を死に至らせる主観的責任要件を過失に限定することは、結果的加重犯の一般的法理に合致し、過失犯の結果的加重犯に属す。しかし、司法の実践の中では、また往々にして、過失と間接的故意説を採用し、この規定が強調するのは「被害者が救助を得ることができないことにより、死亡する」ことであり、主に、行為者は主観上において被害者が死亡する結果が生じることを決して希望しないが、被害者を救助せず、または救助を得られる措置を未だ採ることなく、被害者の死亡という結果の発生をもたらす状況を指す、と考える⁷⁾。ここにおいて、作者は、直接的故意を排除しているだけで、間接的故意と過失は明らかにその中に含んでいる。しかし、過失犯罪の結果的加重においては、加重結果に対して間接的故意を含み、この状況は、刑法理論上成立することが確かに難しい。しかし、司法の実践状況から見ると、間接的故意を排除しようとするのは、運用するのに確かに具合が悪い。

(2) 過失致死罪

刑法第233条 過失により人を死亡させるに至ったときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、情状が軽いときは、3年以下の有期徒刑に処す。本法に別段の定めのあるときは、それによる。

我国刑法の中の過失致死罪は、これまで過失殺人罪と称され、後に、殺人という行為が主観上は故意である場合に更に多く用いられることを考慮して、過失致死罪と改称された。もちろん、殺は、故意によって占用されるのではなく、実際、中国古代の刑律の中に、「六殺」の説があった。謀殺・故殺・斗毆殺・戲殺・誤殺・過失殺は六殺と称し、構造において人命律の基本である⁸⁾。

我国刑法の過失致死罪に関する規定の中で、とりわけ注意に値することは、「本法に別段の規定のあるときは、規定による」という文言である。立法機関は、「本法に別段の規定のあるときは、規定による」の意味は過失致死を指し、本条の一般規定を除き、刑法の規定するその他の犯罪の中にも過失致

死の状況があり、特別規定は一般規定に優先するという原則に基づき、本法に別段の特殊規定のあるときは、一律に特殊規定を適用し、本条によることなく罪を確定して処罰する、と考える。例えば、本法第115条の失火、過失出水、爆発、危険物投下またはその他の危険な方法による致死に関する規定、第133条の交通事故による致死に関する規定、第134条の重大責任事故による致死に関する規定、などである⁹⁾。ここから分かるように、「本法に別段の規定のあるときは、規定による」は、法条競合の指導的規定である。我国刑法の中で、それぞれの罪名の間には、法条の間の重複または交叉関係が存在する。上述した論断の中では、一般規定と特殊規定の關係に言及したが、私は、ここでの一般規定と特殊規定の關係は、以下のような二つの状況を含む、と考える。すなわち、一つは、普通法と特別法の關係である。例えば、詐欺罪と貸付詐欺などの金融詐欺罪である。この状況の下では、特別法の拡大は普通法の拡大の一部であり、よって、独立競合である。これに対して、特別法は普通法に優先するという原則に照らして法律を適用しなければならない。もう一つは、部分法と全体法の關係であり、例えば、故意殺人罪と略取誘拐罪であり、我国刑法に規定する略取誘拐罪は、「人質にされた者を殺害する」という内容を含んでいる。よって、故意殺人罪は略取誘拐罪の構成要件の一部となっている。この状況の下では、部分法は全体法の内容の一部であり、一種の包容競合である。これに対しては、全体法は部分法に優先するという原則に照らして法律を適用しなければならない。

上述した法条競合の理論分析に照らせば、過失致死罪と交通事故罪の間には部分法と全体法の間における法条競合關係が存在する。過失致死をもって交通事故罪の構成要件とする状況の下では、過失致死は、交通事故罪の基本構成の内容である。なぜなら、交通事故罪のその他の著しく劣悪な情状は、過失致死により2人以上が死亡することを含むから、である。したがって、過失致死は、交通事故罪の加重構成の内容である。交通事故後に逃走して過失により2人以上が死亡する状況の下では、過失致死は、交通事故罪の特別加重構成の内容である。

(3) 故意による殺人

刑法第232条 故意により人を殺すときは、死刑、無期懲役または10年以上の有期懲役に処し、情状の軽いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処す。

これは、我国刑法の故意殺人罪に関する規定である。この規定は単純な罪状を採用しているとともに、未だ殺人の構成的特徴に対して詳細な描写をしておらず、殺人行為を列挙しているにすぎない。我国の刑法理論においては、殺人とは、他人の生命を違法に剥奪する行為を指す。殺人は、行為の様式から言うと、作為と不作為に分けることができる。不作為の殺人に対して、とりわけ先行行為が彼を危険な状態に置き、未だ救助しないことによってその者の自殺を惹起するときは、我国刑法の中では、日本刑法の中の保護責任者遺棄罪に類似した規定はないので、我国の司法実践においては往々にして故意殺人罪によって論じている。

交通事故後に、被害者に重傷をもたらすと、先行行為者として、被告人は、被害者に対する救助義務を持つ。この状況の下で、被告人が救助義務を履行せず、甚だしきに至っては、被害者を事故現場から搬送して遺棄する。この状況では故意殺人罪の嫌疑にかかわる。これに対して、前に引用した『解釈』第6条は、次のように規定する。すなわち、行為者が交通事故後に犯罪を蔽い隠し、証拠を隠滅し、法律の追及を逃れるために、被害者を事故現場から連れ離して隠匿または遺棄し、被害者が救助を得ることができないことにより、死亡または重大な障害に至らせるときは、故意殺人罪または故意傷害罪をもって処罰する。これは、交通事故が故意殺人罪または故意傷害罪に転化することに関する司法解釈の規定であり、このような事件を正しく処理する上で重要な意義を備えている。

❖ 3 事故後に被害者が死亡したか否かの認定

本案に関する三つの異なる意見の中で、まず言及することは一つの事実問題である。すなわち、被告人・韓正連の交通事故の後、被害者は現場において死亡していたのか否か、である。もしすでに死亡しているなら、この後の故意殺人または交通事故後に逃走して人を死亡させるに至る問題は存在しない。

これについて、被告人・韓正連は弁明して、当時は日が暮れており、被害者がすでに死亡していると思い、主観的には殺人の意思はなかった、と提出している。裁判理由は、被告人の弁明に対して以下のように分析している。すなわち、

その弁明が事実であるなら、被害者を移転する前に被害者はすでに死亡しているのであるから、交通事故罪を構成することができるだけであり、故意殺人に転化する問題は生じない。現場の状況から見ると、韓正連が人をはねた地点は、住民居住地区の間であり、何人かの住民は衝突音を聞いて家から出てきたが、韓正連は急いで逃走して、被害者の怪我の状態を詳細に検査せず、かつ、事件の発生時間は陰暦9月24日夜9時過ぎで、大変暗く、多くの立会人および行為者がその晩月明かりはなかったと確認しており、車両が人をはねた後も引き続いて前に向かい電柱に衝突し、停電をもたらし、トラックもすでにライトを消し、ヘッドライトはなく、韓正連が当時被害者の負傷した状況をはっきり見るができなかったことを推測することができ、被告人が交通事故で被害者をはねた後に、暗闇の中で慌ただしく被害者を移転して隠匿し、被害者に対して何らの救済も行わなかったことは、医療知識を持っていない韓正連について言うとき、主観的には、被害者がすでに死んでいるか否かに対する的確な判断を行なうことはできず、また行なわなかった。つまり、この状況の下では、韓正連は、主観において、当時被害者が

死亡していなかったかもしれない状況に対して明らかに知っていなければならない。しかし、当時、被害者がすでに死亡していたか否かは、本案の客観的状況から結論を得なければならない。現場の痕跡、鑑定結果、鑑定人が現場で行なう鑑定説明から分析し、ぶつかった現場の地面の上（第一現場）に大量の血痕がないのに、隠匿地点（第二現場）のビルの入り口に大量の血痕を発見したことは、被害者には当時まだ生命反応があったことを物語っており、被害者は移転隠匿されたときまだ生きていたと認定することができ、同時に、被害者は腹腔多处臓器損傷後の失血性ショックであり、出血の速さと量の影響を受け、負傷後すぐに死亡したのではないという鑑定の結論に結びつけると、また、韓正連は被害者が未だ尚死亡していない状況の下で被害者を移転隠匿したことを実証することもできる。これに基づき、韓正連の上述した弁明は成立し得ない。したがって、被告人・韓正連は、隠匿したぶつけられた被害者が死亡していなかったかもしれないことを明らかに知っていたが、法律の追及を逃れるために、被害者の生死を顧みずに逃走し、被害者が死亡するという重大な結果をもたらし、被害者を放任すると死亡するという主観的故意を備えていたと認定することができる。

上述した裁判理由は、韓正連は被害者が死亡していなかったことを明らかに知っていたと認定して、二つの面から論証している。一つは、主観的に知っていたという推定であり、被告人・韓正連は「当時、主観的には、被害者がすでに死んでいるか否かに対する確な判断を行なうことはできず、また行なわなかった。つまり、この状況の下では、韓正連は、主観において、当時被害者が死亡していなかったかもしれない状況に対して明らかに知っていなければならない」と考える。この推定は大変強引であり、その論理は「的確な判断がないなら、明らかに知っている」というものであることを指摘しなければならない。その論理の前提は、交通事故を発生させた後、被告人は被害者が現場で死亡しているか否かに対する確な判断を行なう義務を持ち、この義務を履行しないのは、被害者が死亡していなかったことを明らかに知

っていたというものである。もう一つは、客観的に現場で死亡していたか否かの分析である。実際、被害者が客観的にその場で死亡していたか否かは、被告人・韓正連について言うと、すでに重要ではなく、彼の弁明は、被害者はすでに死亡していたと「思う」であり、移転している。例え、被害者の死亡をもたらすとしても、主観的には殺人の故意はなかった。故意殺人罪を構成しないと、依然として過失致死罪を構成する可能性がある。もちろん、この過失致死は、交通事故罪の中にも含まれるか、それとも交通事故が過失致死罪へ転化するか、または交通事故罪と過失致死罪をもって数罪併合を実行しなければならないかは、後の文で討論を展開することが必要である。

我国刑法と司法解釈の交通事故罪に関する規定から見ると、被害者が事故当時に客観的にすでに死亡しているか否か、および被告人が主観的に、それが死亡していなかったことを明らかに知っていたか否かは、罪の確定前に量刑する上で大変重要な意義を備えている。今、以下のように分析する。

- 1 交通事故の現場で人の死亡に至り、かつ、被告人は被害者がすでに死亡していることを明らかに知っている場合。例え死体を移動しても、交通事故罪とするにすぎず、逃走の情状があるなら、交通事故罪の加重構成に属す。
- 2 交通事故の現場で人の死亡に至るが、被告人はそれが死亡していないと誤認し、死体を移動するとともに遺棄し、主観的認識の誤りにより、故意殺人罪の未遂を構成するか否か。
- 3 交通事故の現場で死亡しておらず、被告人が明らかに知っていたか否かにかかわらず、逃走して被害者を速やかな救急治療を得られずに死亡させさえすれば、交通事故逃走致死に属す。
- 4 交通事故の現場で死亡しなかったが、被告人はすでに死亡したと誤認し、被害者を移転させるとともに遺棄すると、如何に定罪するか。これについては、三種類の可能な結論が存在する。(1)交通事故罪、(2)過失致死罪、(3)交通事故罪と過失致死罪の数罪併合、である。
- 5 交通事故の現場で死亡しておらず、被告人は被害者を事故現場から移

転して隠匿または遺棄し、被害者を死亡させるに至ったときは、故意殺人罪を構成する。

本案において、被告人の弁明自体は上述の第4の事由に属すが、裁判理由は、上述した第5の事由に属すと考えている。司法実践において、交通事故後に被害者が現場ですでに死亡したか否か、および被告人が主観において被害者の死亡を明らかに知っていたか否かは、いずれも証明することが難しい問題であり、訴える側の挙証を大変困難にさせることから、この法律組み立ての運用可能性は疑うに値する。したがって、司法実践の中で、交通事故で逃走により人を死に至らせ、または故意殺人罪への転化を認定することは、往々にして法律問題ではなくて、事実問題または証拠の問題である。我々にこの問題をいっそう理解させるために、今、倪慶国交通事故事件をもって対比させる研究を行なおう¹⁰⁾。

被告人・倪慶国、男、1963年6月14日生まれ、漢族、初級中学卒、個人経営者である。故意殺人罪の嫌疑により、2002年7月10日に逮捕された。

江蘇省淮南県の人民検察院は、被告人・倪慶国が故意による殺人を犯した罪をもって淮南県人民法院へ公訴を提起した。

淮南県人民法院は、公開審理を経て以下のことを明らかにした。すなわち、

2002年6月25日午後2時30分頃、被告人・倪慶国は、飲酒後に蘇・GN4115ナンバーの三輪オートバイを運転して、淮南区域内の張店鎮から県庁所在地の新安鎮へ向かって走行し、武障河の水門南側に至ったとき、車を避けるのに取った措置が妥当でなく、その運転するオートバイが正常な車線からはみ出すに至り、また、当該三輪車の制動系統が規格に合っていないことから、速やかにブレーキをかけることができず、歩道上を歩いていた被害者・嚴学桂にぶつかった。事故発生後、倪慶国は、直ちに嚴学桂を抱えて、近くの大圈郷龍沟村の個人経営の衛生室に到り、救急治療を求めた。受

け入れた医務要員は被害者がどこの人間かを問い、巖学桂が本県白鳥郷の者であると答えたが、語気が困難であり、すぐ話せなくなった。聴診を経て、医務要員は巖肺部に水泡声のあることを発見し、それに伴い内臓出血のあることを疑い、衛生室は救命条件が整っていないと考えて、直ちに倪慶国に巖学桂を淮南県人民病院の救急に搬送するよう促した。倪慶国は、ついに巖学桂を事故の三輪オートバイに乗せて県庁所在地の新安鎮へ引き続き走行した。新安鎮に到着した後、倪慶国は、法律責任を負うことを恐れて、巖学桂を新安鎮大橋の河原に捨てた（蘇306号線から約200メートル離れている）。当日午後4時ごろ、巖学桂が群衆によって発見されたときには、すでに死亡していた。法医鑑定を経ると、巖学桂は、外傷性脾臓破裂による失血性ショックとともに左上腕骨骨折による激痛性ショックにより死亡した。倪慶国は、次のように供述している。それが被害者を県病院へ搬送して助ける途中で、三回車を止めて被害者に叫びかけたが、被害者はいずれも応答がなく、故に被害者はすでに死亡し、救急治療の必要はないと考え、そこで初めて「死体」を捨てようという考えが生まれた。「死体」を捨てたとき、倪慶国は現場でしばらく観察しており、依然として被害者に何らかの動きがあることを見ることなく、被害者がすでに死亡していることを更に確信し、最後に現場を離れた。医学専門家は、次のことを実証している。脾臓破裂は、もし脾臓前面の損傷程度が深く、脾門に及ぶとともに、大血管が損傷し、または負傷者に心臓の疾患があると、負傷者は短時間の内に死亡したかもしれないが、厳格な時間的限界はない。もし損傷の程度が浅く、脾門および脾門の血管に及んでいなかったなら、短時間（1時間）内に死亡する可能性は小さい。現場での実証試験を経ると、事故車の時速で事故現場から県人民病院までは約10分かかる。事故処理部門は、倪慶国は飲酒後、制動系統が規格に合っていない自動車を運転し、歩道へと向かって歩行者にぶつかり、事故の全責任を負わなければならない、と認定した。本案の現有する証拠は、被害者・巖学桂がぶつけられた外傷性の脾臓破裂、左上腕骨骨折を明らかにしているが、被害者・巖学桂の脾臓破裂が脾門に及んでいたか否か、脾門大血管の破裂を伴っていた

か否か、およびそれが負傷する前に心臓病を患っていたか否か、を明らかにすることはすでにできない。

被告人・倪慶国は、自分の主観において殺人の故意はなく、また交通事故が故意殺人罪に転化する条件にも該当しない、と弁論した。その弁護人の弁護意見は、以下のとおりである。倪慶国に被害者を事故現場から移動した後で遺棄した行為はあったが、本案には、被害者が遺棄されて速やかに救命治療を受けることができなくて死亡したことを実証する証拠はなく、また、被害者が遺棄される前に確かに依然として生きていたことを実証する証拠もなく、故に、倪慶国は、『解釈』第6条の規定に該当せず、故意殺人罪を構成しないこと、倪慶国が被害者を現場から移動した目的は、病院へ送致して応急措置をしようとするものであり、法律の追及を逃れるためではなく、故に、交通事故後の逃走を構成しないこと、被告人・倪慶国に対しては交通事故の一般的情状に照らし、3年以下の有期徒刑または拘留の法定刑の限度内において量刑しなければならないこと、である。

本案は、審理の過程において、被告人・倪慶国の親族と被害者・巖学桂の親族とが付帯民事訴訟の賠償問題で合意し、かつ、当法廷で実行されて終わっている。被告人の親族が被告人に代わって、被害者の親族に経済的損失15000人民元を賠償した。

灌南県人民法院は、審理の後、以下のように考えた。すなわち、被告人・倪慶国は交通運輸管理法規に違反し、飲酒後に制動系統が規格に合わない車両を運転し、1人が死亡する重大交通事故を発生させ、事故の全責任を負い、その行為は交通事故罪をすでに構成し、かつ、事故後に逃走したことは、処罰しなければならない。公訴機関は倪慶国の犯罪事実をはっきりし、証拠は確かで十分であると訴えたが、訴えた罪名は妥当でない。被告人・倪慶国は、交通事故後、直ちに被害者を付近の診療所に送致して治療を求めるとともに、医師の指示により被害者を県病院へ急いで搬送して応急措置をし、その後に被害者を遺棄したのは、被害者がすでに死亡したと考えた主観的状态の下で行なったことである。本案の現有の証拠は、被害者が遺棄される前に確かに

死亡していなかったことを証明することができず、また、被害者の死亡が、遺棄されて助けを得ることができなかったことによりもたらされたことを証明することもできず、故に、その行為は『解釈』第6条の交通事故が故意殺人に転化する条件に該当しない。疑わしきは軽きに従うという原則に基づき、倪慶国に対しては交通事故罪をもって罪を確定し処罰することができるにすぎない。弁護人が提出した倪慶国の行為は故意殺人罪を構成しないという弁護意見に対しては、受け入れる。倪慶国は、まず被害者を積極的に病院の救急治療へ搬送したが、被害者はすでに死亡していると考えた状況の下で、法律の追及を逃れるために、また被害者を遺棄して逃走したことは、交通事故後の逃走の特徴に該当する。弁護人の提出した倪慶国の行為が交通事故後の逃走に属さないことに関する意見は、事実と法律に合致せず、採り入れない。倪慶国の事件後に罪を認めた態度は良好であり、かつ、その親族は被害者親族の全経済的損失をすでに賠償し、被害者親族の理解を得ており、故に、情状を酌量して軽きに従い処罰することができる。『中華人民共和国刑法』第123条、「最高人民法院の『中華人民共和国刑事訴訟法』を執行する若干の問題に関する解釈」第176条第(2)号の規定により、2002年9月27日、被告人・倪慶国は交通事故罪を犯し、有期懲役4年に処すと判決する。

一審判決の後、法定期間内において、被告人・倪慶国は未だ上訴を提出せず、灌南県人民検察院も未だ控訴せず、判決はすでに法的効力を生じている。

二つの事件を対比すると、事件の事実において一定の違いが存在する。主に、倪慶国事件では、被告人・倪慶国は急いで被害者を近くの衛生室へ行き応急措置を求め、傷の状態が重大であることから、県病院へ転送して救急措置をするよう要求された。しかし、県病院への路上で被害者を遺棄した。同じところは、被告人がいずれも、当時被害者がすでに死亡していたと思ったと弁明していること、である。倪慶国事件で、裁判理由は、次のように考える。すなわち、

本案の被告人には、法律の追及を逃れるために被害者を遺棄する行為があり、客観的にも被害者が死亡するという結果を発生させているが、被害者が死亡した具体的に確かな時間、その死亡結果は、被告人が遺棄したことにより助けを得ることができなかつたことがもたらしたものかは、ともに実証することはできない。具体的に言うと、1. 被害者は遺棄されたとき未だ死亡していなかったか否かが、被告人が故意殺人罪を構成することができるか否かを判定する前提的要素の一つであるが、被害者が遺棄されたとき未だなお死亡していなかったことを認定するのに、実証する何の証拠もない。倪慶国本人は、次のように供述している。被害者を県病院へ搬送して応急措置をする途中で、3回車を止めて大声で被害者に声をかけたが被害者はいずれも応答せず、故に、被害者はすでに死亡しており、応急の必要はなく、そうして初めて「死体」を捨てるという考えが生まれた。「死体」を捨てたときも、倪慶国はしばらくその場で観察しており、被害者に何らかの動きがあることを見ることなく、被害者は確かにすでに死亡していると更に確信し、遂に現場を離れた。被害者が最初に治療を受けたときの状態、死因鑑定の結論および医学専門家の分析を参照すると、被害者は遺棄される前にすでに死亡していることはあり得ないことではない。2. 被害者の死亡結果は、速やか、かつ効果的な救急治療を得ることができる状況の下で必ず避けることができたか否かも、同様に結論付けることはできない。医学専門家は、単純な脾臓破裂が負傷者の短時間内の死亡をもたらすことはあり得ないと表明しているが、同時にまた、もし脾臓前部の損傷程度が深く、脾門に及ぶとともに、大血管が損傷し、または負傷者が心臓病を患っているなら、短時間内に死亡するかもしれないことを実証している。本案の現有する証拠は、被害者がぶつけられた外傷性の脾臓破裂、左上腕骨骨折を明らかにするにすぎず、被害者の脾臓破裂が脾門に及んでいたか否か、脾門大血管の破裂を伴っていたか否か、およびそれが負傷する前に心臓病を患っていたか否か、を明らかにすることはすでにできない。すなわち、被害者の死亡は、正常な状況の下で必ず避けることができるか否かは、確定することができない。3. 被害者の死亡が、

被告人の遺棄行為により、助けを得ることができなかったことからもたらされたことも、証明することはできない。すなわち、被害者の死亡と被告人の行為に刑法の因果関係が有るか無いかも、同様に認定することはできない。我々は、上述した事実が明らかにできない状況の下では、被告人に有利にという原則に基づき、被告人・倪慶国に対して故意殺人罪ではなくて交通事故罪をもって罪を確定し処罰することが正しい、と考える。

上述した裁判理由から見ると、被告人に対する有利の推定の原則を確認することは、同類の事件を処理する上で指導的意義を備えている。しかし、法律精神に対する理解の違いにより、この基準を統一的に掌握することは、実際には成し遂げ難い。

❖ 4 交通事故後に死亡を誤認して遺棄する罪の確定

例えば被告人・韓正連の弁明が成立し、被害者がすでに死亡していると誤認した状況の下で、遺体を移動して隠匿し被害者の死亡をもたらすなら、この状況に対して刑法上は如何にして罪を確定しなければならないか。この問題に関して、本案の第二の意見は、被告人は交通事故罪と過失致死罪を構成し、数罪併合を實行しなければならない、と考える。しかし、本案の裁判理由は、これについて独立した論述を行なわなかったが、もし被告人・韓正連の弁明が成立するなら、その行為は交通事故罪と認定しなければならないと付帯して言及している。

上述した状況の下で、過失致死という事実は客観的に存在する。すなわ、被告人は被害者に対して誤った認識を生じ、死亡していないことをすでに死亡したと誤認し、そうすることにより、殺人の故意を排除することができる。しかし、死亡結果の発生に対して、被告人に主観的には過失が存在し、過失致死に属す。現在の問題は、この過失致死は交通事故罪に従属し、当該罪によって概括されるか否か、である。もし過失致死が交通事故罪に含まれるな

ら、交通事故罪を構成しなければならず、別に過失致死罪を認定することはできない。

前に述べたように、我国刑法の中の交通事故罪は、確かに過失致死の内容を含み、二つの事由に分けることができる。すなわち、一つは、交通事故の行為が直接他人の死亡をもたらすことであり、つまり、その場で死亡する状況である。この状況の下では、事故の行為と死亡結果との間に因果関係が存在する。もう一つは、交通事故後の逃走により人を死に至らせることである。この状況の下では、死亡結果は、交通事故によってもたらされるのではなく、交通事故後の逃走行為がもたらし、交通事故後の逃走行為と死亡結果の間に因果関係が存在する。二つの状況に違いはあるが、過失致死は交通事故罪の構成要件の一部に属し、これは疑いない。

本案において、被告人・韓正連の弁明がもし成立することができるなら、その行為は交通事故の後で逃走により人を死に至らせることに属す。では、逃走により人を死に至らせることと交通事故罪の基本的構成の間は、どのような論理的関係であるのか。言い換えると、もし逃走により人を死に至らせる情状がなければ、その交通事故罪の基本構成は成立するか否か。私は、この問題は研究に値すると考える。本案から見ると、被告人・韓正連は交通運輸法規に違反し、飲酒後車を運転して他人にぶつかり、もしその後の逃走により人を死に至らせるという情状がなければ、交通事故罪を構成することはできない。したがって、逃走により人を死に至らせることは、被告人・韓正連が交通事故罪を構成する必要不可欠な要件である。もし逃走により人を死に至らせることを、別に過失致死罪と認定するなら、その交通事故罪の構成要件は完備していない。したがって、私は、これに対して、交通事故罪と過失致死罪をもって数罪併合を執行することはできず、交通事故罪と認定することができるだけである、と考える。

❖ 5 交通事故が故意殺人罪に転化する罪の確定

交通事故後に逃走して人を死に至らせることは、不作為の故意殺人罪と如何に区分するか。これはたいへん複雑な問題である。

日本刑法の中では、未だ交通事故罪を規定していないが、交通事故の中での被害者に対する遺棄に及ぶと、日本の『道路交通法』の中では保護義務違反の罪を規定している。例えば、日本の学者・大谷実は、交通事故の中で保護義務を論及するとき、次のように指摘する¹¹⁾。すなわち、

『道路交通法』第72条は、交通事故により人を負傷させた運転者は負傷者を救護する義務を負い、違反者は3年以下の有期徒刑または10万円以下の罰金に処す、と規定する。したがって、事故後に逃走した場合において、運転者が他人の負傷をもたらしたことを認識するに至って逃走したときは、救護義務違反罪を成立させる。このとき、もし運転者に自分の過失によりもたらされた負傷者は保護する必要があることに対して認識があれば、何らかの保護を行なって直ちに離れ去ることはなかった。この行為は非保護罪を成立するか否か、研究が必要である。問題は、上述した状況の下では、行為者が保護責任を備えているか否かにある。もし自分の過失で実行した先行行為自体が保護責任の根拠となるなら、もちろん本罪を構成する。しかし、もし「重要なことは、具体的状況の下で、被害者の生命および身体の危険（安全）が運転者に制約されるか否かであるという話に基づくなら、運転者が直ちに保護責任を備えるとは言い難い」。判例の中でも、この事故後に逃走する状況を直接本罪として処理していない。

反対に、行為者はすでに負傷者を救護し始めている。もし病院へ送致するために負傷者を車で運び、途中でまた負傷者を遺棄する場合は、行為者が要保護者を受け入れているので、他人を自分の支配の下に置く保護状態を形成しており、したがって、善良なる管理を根拠とする保護関係を確認すること

ができ、このときは、保護責任者遺棄罪を成立することができる。この外、車上から飛び降り重傷を負った者が人に発見されることを恐れ、通りから3メートル離れたタバコ畑の中まで運んで放置した後置き去りにした事件も、保護責任者遺棄事件と認定される（東京高判1970年5月11日『高刑集』第23巻第2号第368頁）。この場合、行為者が被害者の生命の危険を支配することができる立場にあることから、妥当な判決である。しかし、また遺棄罪を成立させる余地を持つ。

以上の規定から見ると、救護義務違反罪は行為犯であり、交通事故が他人を負傷させさえすれば、救助を行なわないと、救護義務違反罪を構成する。しかし、もし保護者の責任を備えているなら、日本刑法の中の保護責任者遺棄罪を構成する。もし死亡結果が生じるなら、保護者責任を備えない状況の下では業務過失致死罪を構成し、保護者責任を備える状況の下では遺棄致死傷罪を構成する。

我国刑法は交通事故罪を規定し、当該罪の中には過失致死傷および財産損失の内容を含む。とりわけ、交通事故後に逃走して人を死に至らせることに對しても、独立した規定を行なっており、交通事故罪を通じて、交通事故事件の中の様々な複雑な状況をできる限り含むことを意図している。この点は、日本刑法が救助義務違反罪を単独で規定する外、できる限り普通の罪名を利用して交通事故事件の中の犯罪を処理するという立法趣旨と異なるところがある。

もちろん、この中には共通の問題が存在する。交通事故後の逃走が故意殺人に転化する事件について如何に処理するか、である。この問題に関しては、日本刑法は不作為犯の理論を採用して解決する。例えば、日本の学者の日高義博は、次のように指摘する¹²⁾。すなわち、

いわゆる「バスが人にぶつかり逃走する」とは、不作為犯の過失により原因が設定される状況である。「バスの運転手は自分の過失により歩行者にぶ

つかり、歩行者に重傷を負わせたが、運転手は負傷者に対して救助措置を取らず、死んで幸いと思い、負傷者を捨てて逃げ、その結果、被害者は出血多量により死亡する状況である」。この事例の中では、通行人にぶつかりそれに重傷をもたらすことから見ると、業務上過失致傷罪を構成することは争いようがないが、これを除き、運転手が被害者に対して必要な救助措置を取らずに逃走する行為は、刑法上はどのように評価しなければならないか。人にぶつかり逃走するこの行為には、殺人の未必の故意が存在し、その上、過失の先行行為が被害者死亡に対する因果関係を設定していることから、この状況の下では、構成要件の等価性が存在するとみなすだけである。したがって、殺人罪の不真正不作為犯を成立させる。

したがって、日本の刑法の中では、交通事故で人を重傷に至らせ、運転手が被害者に対して救助の措置を取らずに死亡させると、それぞれ業務上過失致傷罪と不作為の故意殺人罪を構成する。しかし、我国の刑法においては、逃走して人を死に至らせることが相当の部分であり、甚だしくは、いくつかの状況の下における間接的故意は、いずれも交通事故罪に含まれる。この意味において言うと、交通事故現場から直接逃走して被害者を死に至らせる事件の中に、不作為の故意殺人罪が構成される余地は全く存在しない。しかし、前に引用した『解釈』第6条は、次のように規定する。すなわち、

「行為者が交通事故後に法律の追及を逃れるために、被害者を事故現場から連れて離れて隠匿または遺棄し、被害者に救助を得ることをできなくさせて、死亡または重大な障害をもたらすときは、それぞれ刑法第232条、第234条第2項の規定によって故意殺人罪、故意傷害罪をもって罪を確定して処罰しなければならない」。

この司法解釈を準用するときは、以下の二つの面から考慮しなければならない。すなわち、

(1) 客観的要件

交通事故後の逃走が構成する故意殺人罪は、客観的には、被害者を事故現場から連れて離れて隠匿または遺棄し、かつ、被害者に救助を得ることをできなくさせて死亡させることに表われる。したがって、現場から連れ去って逃走しなかったら、死亡結果に対して被告人がどのような主観的な心理的態度を持つかにかかわらず、いずれも故意殺人罪を構成しない。指摘しなければならないように、上述した司法解釈の中で規定された隠匿するとは、被害者を隠れた秘密の地点・場所に置き、または覆い隠して偽装し、人に正常な状況の下で発見を難しくさせ、またはそもそも発見することができないようにさせることを指す。遺棄するとは、被害者をその他の隠れておらず、秘密でない場所へ移転して捨てることを指す。かつ、死亡結果は、隠匿または遺棄によって助けを得ることができないことによりもたらされる。したがって、もし被害者が隠匿または遺棄されたが、他人の救援またはその他の原因により、死亡結果を発生させないなら、故意殺人罪の既遂ではあり得ない。しかし、故意殺人罪の未遂と認定できるか否かは、研究に値する。

(2) 主観的要件

交通事故後の逃走が構成する故意殺人罪は、主観においては、法律の追及を逃れる目的に表われる。したがって、もし法律の追及を逃れるために被害者を現場から連れて離れるのでないなら、また故意殺人罪を構成しない。司法の実践においては、被告人に応急措置をする緊急の必要性または被害者親族の違法な報復を恐れるため等その他の目的から、被害者を現場から連れて離れるとしても、現場から連れて離れた後で応急措置を行なうことなく、被害者を隠匿または遺棄した後で逃走するときも、被告人は主観的には法律の追及を逃れる目的をもつと考えなければならない。

本案の裁判理由の中で、作者は、交通事故が故意殺人罪に転化する条件を如何に把握すべきかについて、以下の見解を提出している。すなわち、

交通事故が故意殺人罪に転化する条件の中で、交通事故が故意殺人罪に転化する主観的故意を如何に把握するかは、この事件を審理する上で難しいところである。過失による交通事故の行為から故意による殺人へ至るには、行為者に、一つの主観的心理が転換する過程が存在する。行為者の交通事故が他人に傷害をもたらすことは、主観的には過失から出ており、交通事故がすでに被害者に傷害の結果をもたらしたことによって、それを死亡という現実的な危険状態に陥れた状況の下では、被害者の生命の安全は、事故行為者の速やかな救護に依存し、行為者が法律の追及を逃れるために、死亡という結果の発生を防止する措置を取らないで、被害者を事故現場から連れて離れた後に隠匿または遺棄し、被害者が速やかな救護を得ることができないことにより死亡すると、それが負う刑事責任は、もはや交通事故の結果的加重犯の責任ではなく、その先行行為が他人に死亡という危険状態をもたらすことにより構成される不作為の刑事責任である。『道路交通事故処理辦法』第7条は、「交通事故を発生した車両は、直ちに停車しなくてはならず、当事者は現場を保護し、負傷者および財産に応急措置を行なくてはならない」ことを明確に規定し、同時に、事故者自身の先行する交通事故行為がはじめて被害者の生命を現実の危険状態に置くことから、法律の明文の規定および行為者の先行する行為から見ると、事故行為者は、死亡という危険結果の発生を防ぐ特定の義務を負い、もし履行できるのに故意に履行しないなら、被害者が死亡する結果をもたらすときは、刑法上の不作為による故意殺人の犯罪を構成する。この状況の下で、被害者に死亡をもたらすことに対する行為者の主観的心理状態は、被害者の死亡を望むかもしれないし、また、被害者を置き去りにして死亡することであるかもしれない。なぜなら、行為者は、被害者が救助を緊急に必要とすること、生命の安全が危険な状態にあることについて明らかに知っており、この時には、更に被害者を事故現場から連れて離れて隠匿または遺棄し、もし自分の行為は必然的に被害者が死亡するという結果を発生させることを明らかに知っているなら、直接的故意殺人に属し、もし自分の行為が被害者が死亡するという結果を発生させることになるかもし

れないことを明らかに知っていて、この結果の発生を放任するなら、不作為の間接的故意殺人に属す。事件における被告人の主観的心理状態の認定については、一般に、それが実行する客観的行為、事故後の被害者の傷害状況、当時の特定の環境および社会一般人の通常の認識程度などの面から総合的に分析して判断することができる。

上述した論述において、裁判理由の核心的命題は、交通事故が故意殺人罪に転化する条件の中で、如何にして交通事故が故意殺人罪に転化する主観的故意に基づくかが、このような事件を審理する難点である、ということである。しかし、この命題は成立することができず、難点は主観的故意にあるのではなくて、正に客観的行為にある。なぜなら、主観の上から言うと、交通事故の過失から殺人の故意へ至る転化の過程が存在するから、である。しかし、この転化は必然的に一定の客観的行為を根拠とする。この意味で言うと、客観的要件は主観的故意を認定する根拠である。例えば、我国の学者は、過失が故意へ転化する認定に論及したとき、次のように指摘している¹³⁾。すなわち、

行為者の主観的心理が過失から故意へ転化するのに伴い、客観的行為もまたそれに応じた変化を生じる。つまり、故意の心理も一定の行為を支配し、かつ、過失行為と相対的な独立性を保つとともに、最終的な危害結果との間において因果関係が存在する。これは、主観・客観一致の原則が求められるところである。故意が過失となる状況と比べて、過失の故意への転化は、客観的行為の上で見分けることができるだけでなく、危害結果の上でも明瞭な違いがある。過失の故意への転化を実証するには、行為者の客観的行為の変化を注意して分析しなくてはならず、これは、主観的心理の転化に客観的根拠があるということである。もし行為者が過失により社会に危害を及ぼす結果をもたらした後、未だ社会に危害を及ぼす如何なる行為も実行していないなら、行為者の心理が過失から故意へ転化することを確認する手立てはなく、もし

行為者が改変した後の故意の心理と客観的行為が、最終的な危害結果に対していささかの影響もないなら、行為者は、一般的にも、他人がもたらした最終的な危害結果に対して刑事責任を負ってはならない。

私は、上の論述は大変正しいと考える。過失から故意への転化においては、ただ心理的転換の問題であるだけでは決してなく、一定の行為（作為・不作為を含む）をその前提としなくてはならない。犯罪認定においては、終始、客観的判断が主観的判断に優先する原則を堅持しなければならない。

❖ 6 犯罪形態の規定

交通事故から故意殺人罪への転化という犯罪形態は、我国の刑法理論において転化犯と称される。私は、転化犯の概念がこの犯罪現象の特徴をかなり適切に概括している、と考える。

我国の刑法理論において、転化犯とは、行為者がある比較的軽い罪を実行したときに、連続する行為がまた別の比較的重い罪を犯していることによって、重い犯罪とされる状況を指す。転化犯の中には、ある罪から別の罪への転化が存在し、転化し得るのは、軽犯罪を実行する過程においてまた重罪を犯しているからであり、重罪を構成した後に軽犯罪は成り立たず、重罪をもってしなければならない。我国の刑法の中には、転化犯の立法例が存在する。例えば、刑法第292条第2項は、「群衆が殴打して、人を重傷、死亡に至らせるときは、本法第234条、第232条の規定によって罪を確定し処罰する」と規定する。刑法第292条第1項が規定するのは群衆殴打罪であり、第2項は、群衆殴打から故意殺人罪・故意傷害罪へ転化する状況を規定している。我国の刑法においては、法定の転化犯の外に、また法によらない転化犯が存在する。交通事故から故意殺人罪への転化は、刑法の中に規定はないが、司法解釈がこれについて規定し、それもまた一つの転化犯である。もちろん、これは、過失から故意へ変化する転化犯であり、かつ、作為から不作為へ変化する

る転化犯である。

注

- 1) 本案は、最高人民法院『刑事審判参考』第56集（法律出版社，2007年）に掲載されている。
- 2) 王立「交通肇事罪研究——以交通事故責任認定為視角」、『刑事法判解』第7卷，法律出版社，2004年，第9頁。
- 3) 本案は、最高人民法院『刑事審判参考』第53集（法律出版社，2007年）に掲載されている。
- 4) この問題に関する詳しい討論は、劉東根著『刑事損害賠償研究』（中国法制出版社，2005年，第190頁以下）を参照のこと。
- 5) 張兆松「論交通肇事逃逸致人死亡の定罪問題」、『刑法問題與争鳴』，2001年第3輯，中国方正出版社，1999年，第376頁。
- 6) 張明楷著『刑法学（第3版）』，法律出版社，2007年，第543頁。
- 7) 周道鸞，張軍『刑法罪名精釈（第3版）』，人民法院出版社，2007年，第119頁。
- 8) [韓] 韓相敦著『伝統社会殺傷罪研究』，遼寧民族出版社，1996年，第27頁。
- 9) 胡康生，郎勝主編『中華人民共和國刑法釈義（第3版）』，法律出版社，2006年，第362頁。
- 10) 本案は、最高人民法院『刑事審判参考』第30集（法律出版社，2003年）に掲載されている。
- 11) [日] 大谷実著『刑法講義各論（新版第2版）』，黎宏訳，中国人民大学出版社，2008年，第68頁。
- 12) [日] 日高義博著『不作為犯の理論』，王樹平訳，中国人民公安大学出版社，1992年，第113頁。
- 13) 姜偉著『犯罪故意與犯罪過失』，群衆出版社，1992年，第399—400頁。